

平成22年8月3日

関東信越厚生局

社会保険審査官の行う審査請求の円滑な処理に関する当局管内の  
各社会保険労務士会長宛通知の発出について（協力依頼）

- 1 国民の皆様が、健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の給付等の処分に不服がある場合には、社会保険審査官に対して審査請求を行うこととされており、その決定に不服がある場合には社会保険審査会に再審査請求を行うこととされています。

【別添1】社会保険審査官と行政不服審査について

- 2 また、こうした審査請求等の不服申立てを行うに当たっては、社会保険労務士は、代理人として本人にかわって審査請求等の不服申立てを行うことができます。
- 3 今般、当局の社会保険審査官の審査請求棄却決定後に、その決定に不服のある社会保険労務士が、社会保険審査会に対する再審査請求ではなく、決定を行った社会保険審査官に対し、その決定を不服とする立場からの文書照会を繰り返すという事例がありました。
- 4 当局としましては、今回のような事案が、関係法令に基づく審査請求の適正かつ円滑な処理に与える影響を懸念し、社会保険労務士が審査請求の代理人となる場合には、法令に定められた手続きに即した適切な対応が行われるよう、社会保険労務士法第25条の46に基づき、当局管内の各社会保険労務士会長宛に、社会保険審査官の審査請求業務の円滑な処理に関する協力依頼の通知（別添2）を発出しました。

【別添2】社会保険審査官の行う審査請求の円滑な処理について（協力依頼）

## 【別添 1】

### 社会保険審査官と行政不服審査について

#### 1 社会保険審査官の設置と任命について

- 社会保険審査官は、全国 8 ブロックの地方厚生（支）局に配置され、厚生労働大臣から任命される。（社会保険審査官及び社会保険審査会法第 1 条、第 2 条）

#### ◎ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（抄）

##### （設置）

**第 1 条** 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 189 条、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 138 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 90 条（同法第 169 条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和 42 年法律第 135 号）第 33 条第 1 項、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 101 条（同法第 136 条において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成 21 年法律第 37 号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）第 8 条（年金給付遅延加算金支給法附則第 2 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。

##### （任命）

**第 2 条** 審査官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が命ずる。

#### 2 社会保険に関する行政不服審査について

- 健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の給付等の処分に不服がある場合には、社会保険審査官に対して審査請求を行うこととされている。
- さらに、社会保険審査官による審査請求の決定に不服がある場合には、社会保険審査会に対して再審査請求を行うこととされている。  
（健康保険法第 189 条、船員保険法第 138 条、厚生年金保険法第 90 条、石炭鉱業年金基金法第 33 条第 1 項、国民年金法第 101 条及び年金給付遅延加算金支給法第 8 条並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法第 13 条、第 19 条）

**【社会保険各法における行政不服審査関係規定の代表例】**

◎ **健康保険法第189条**

**第189条** 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分について不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から60日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものと同様として、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

**【注】** 健康保険法第189条と同様の内容が、船員保険法第138条、厚生年金保険法第90条、石炭鉱業年金基金法第33条第1項、国民年金法第101条及び年金給付遅延加算金支給法第8条にそれぞれ規定されている。

◎ **社会保険審査官及び社会保険審査会法（抄）**

**(本案の決定)**

**第13条** 審査官は、審理を終えたときは、審査請求の全部又は一部を容認し、又は棄却する決定をしなければならない。

**(設置)**

**第19条** 健康保険法第189条、船員保険法第138条、厚生年金保険法第90条、石炭鉱業年金基金法第33条第1項、国民年金法第101条及び年金給付遅延加算金支給法第8条の規定による再審査請求並びに健康保険法第190条、船員保険法第139条、厚生年金保険法第91条(同法第169条において準用する場合を含む。第32条第2項において同じ。)、石炭鉱業年金基金法第33条第2項及び年金給付遅延加算金支給法第9条(年金給付遅延加算金支給法附則第2条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による審査請求(年金給付遅延加算金支給法第9条の規定による厚生年金保険法附則第29条第1項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金に係るもの及び国民年金法附則第9条の3の2第1項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金に係るものを除く。第32条第2項において同じ。)の事件を取り扱わせるため厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- なお、社会保険審査官は、審査請求に係る決定書以外において、事件に関する自己の判断を示すような言動はしてはならないとされている。  
(社会保険審査官事務取扱要領第1の2の(4))

**◎社会保険審査官事務取扱要領（平成元年7月10日保発第60号年発第3850号  
保険局長年金局長連名通知）（抄）**

第1 一般的事項

2 執務にあたっての態度

- (4) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないことはもちろん、決定書以外において、事件に関する自己の判断を示すような言動はしてはならないこと。

**3 社会保険に関する行政不服審査と社会保険労務士の業務について**

- 社会保険労務士は、社会保険に関する審査請求及び再審査請求について、その代理人となることができる。
  
- こうした社会保険に関する審査請求及び再審査請求に係る法令等の円滑な実施を図るため、厚生労働大臣及びその他の行政機関は、社会保険労務士を会員とする社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会に必要な事項について協力を求めることができる。(社会保険労務士法第2条第1項第1号の3、第25条の46)

**◎社会保険労務士法（抄）**

**(社会保険労務士の業務)**

**第2条** 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること。

**(行政機関への協力)**

**第25条の46** 厚生労働大臣及びその他の行政機関は、この法律及び労働社会保険諸法令の円滑な実施を図るため、広報、調査その他必要な事項について、社会保険労務士会又は連合会に協力を求めることができる。

**【別添 2】**

関厚発0727第43号

平成22年 7 月27日

茨城県 社会保険労務士会長 殿  
栃木県 社会保険労務士会長 殿  
群馬県 社会保険労務士会長 殿  
埼玉県 社会保険労務士会長 殿  
千葉県 社会保険労務士会長 殿  
東京都 社会保険労務士会長 殿  
神奈川県 社会保険労務士会長 殿  
新潟県 社会保険労務士会長 殿  
山梨県 社会保険労務士会長 殿  
長野県 社会保険労務士会長 殿

関東信越厚生局長

社会保険審査官の行う審査請求の円滑な処理について（協力依頼）

社会保険労務士会の会員たる社会保険労務士の皆様におかれては、日頃、社会保険に関する審査請求の代理人として当該審査請求制度の円滑な推進のためご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、社会保険労務士会の会員たる社会保険労務士が、当局所属の社会保険審査官の行った審査請求棄却決定に対して、その決定後にもかかわらず、本件事案を担当した社会保険審査官に対し、さらにその判断を示すことを求める内容の文書照会を繰り返すという事例がありました。

なお、当該社会保険労務士は文書において、照会のみならず本件事案を担当した社会保険審査官の更迭を要求し、さらに、当該社会保険審査官に対して公務員職権濫用罪で刑事告発を行った旨を述べております。

すでにご承知のとおり、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）及び社会保険関係法令においては、社会保険審査官の審査請求に係る決定に不服がある場合には社会保険審査会に再審査請求を行うこととされており、また、社会保険審査官事務取扱要領の定めにより、社会保険審査官は決定書以外において事件に関する自己の判断を示すような言動はしてはならないとされております。

したがって、今回のような事案が、社会保険審査官及び社会保険審査会法に基づく審査請求の適正かつ円滑な処理に与える影響を懸念しております。

つきましては、貴会におかれては、社会保険審査官及び社会保険審査会法の趣旨並びに社会保険審査官の事務の性格をご賢察の上、会員たる社会保険労務士が審査請求の代理人となる場合には、法令に定められた手続きに即した適切な対応が行われるよう会員に十分周知される等、社会保険審査官及び社会保険審査会法の円滑な実施が図られますようご協力をよろしくお願いいたします。